

第137回新生ふくしま復興推進本部会議 合同会議 議事録

- 日時：令和6年2月6日（火）13：30～13：35
- 場所：第一特別委員会室（本庁舎2階）

【鈴木副知事】

ただ今から新生ふくしま復興推進本部会議を開催いたします。

早速、議題「富岡町・特定帰還居住区域復興再生計画（案）について」、避難地域復興局長。

【避難地域復興局長】

富岡町の「特定帰還居住区域復興再生計画（案）」について、1月26日付けで富岡町から、「福島復興再生特別措置法」に基づく県への協議がありましたので、その内容についてお諮りします。

資料1の2ページ左の区域図を御覧ください。区域につきましては、黄色に着色された範囲となっております。小良ヶ浜行政区、深谷行政区及び新夜ノ森行政区の一部において、帰還意向のある方々の自宅や道路を始め、インフラの復旧・整備や住民の方々が日常生活を営むために必要な施設を中心として、特定帰還居住区域の設定がされております。

3ページを御覧ください。3の計画の期間につきましては、計画が認定された日から令和11年12月31日までとなっております。

4の特定帰還居住区域の整備等につきましては、「特定帰還居住区域外とのアクセスの確保」において、避難指示解除済みの県道251号（小良ヶ浜野上線）・県道391号（広野小高線）などの維持管理・修繕や県道小良ヶ浜野上線・広野小高線のうち小良ヶ浜工区バイパス部分の整備などについて、記載されております。また、「特定帰還居住区域内の整備の概要」の3ポツ目にありますとおり、農業水利施設等の復旧・整備などについて記載されております。除染や廃棄物の処理につきましては、記載のとおりです。

本会議で御了承いただければ、資料2のとおり、当該計画案について「異議なし」として、本日付けで富岡町に回答したいと考えております。

国による認定後は、富岡町や国と共に、避難指示の解除に向けてしっかりと取り組んでまいりますので、関係部局の御協力をよろしく申し上げます。説明は以上です。

【鈴木副知事】

今の説明に関して、農林水産部。

【農林水産部長】

本計画に位置付けられる区域については、水稻栽培を中心とした農用地が広く含まれていますが、事故後はその多くが除染廃棄物等の仮置場となっております。

農林水産部といたしましては、今後の営農再開に向けて地元の声をしっかりと聞き、本計画に位置付けられた農業水利施設の復旧・整備等について、国や町と連携しながら推進し、特定帰還居住区域を始め、富岡町の農業の復興・再生に引き続き取り組んでまいります。

【鈴木副知事】

土木部。

【土木部長】

本計画に位置付けられました県道251号（小良ヶ浜野上線）の小良ヶ浜工区及び県道391号（広野小高線）の小良ヶ浜工区の整備を推進してまいります。

また、特定復興再生拠点区域や周辺の市町村等へのアクセス道路となる県道の適切な維持管理等を行ってまいります。

土木部といたしましては、富岡町の復興に必要なインフラの整備や維持管理について、国や町と連携しながら、しっかりと取り組んでまいります。

【鈴木副知事】

ほかにありますか。

なければ、富岡町の計画案については、「異議なし」と回答することといたします。

知事からお願いいたします。

【知事】

今回協議がありました富岡町の特定帰還居住区域復興再生計画は、既に国から認定された大熊町、双葉町、浪江町に続き4件目となります。

富岡町においては、昨年4月に夜ノ森地区における特定復興再生拠点区域の避難指示が解除され、当該区域における居住が可能となりました。

さらに、昨年11月には小良ヶ浜・深谷地区における墓地や幹線道路等の特定復興再生拠点区域の避難指示も解除されるなど、町の復興は着実に前へと進んでいます。

こうした中、今回の特定帰還居住区域復興再生計画は、富岡町の復興・再生に向け、更なる前進につながるものです。国には、速やかに計画を認定いただき、早期の避難指示解除が実現できるよう責任を持って取り組んでいただきたいと思います。

引き続き、全庁一丸となって、福島復興再生計画の取組を着実に進め、帰還意向のある全ての方々が一日も早く帰還することができるよう、国、町と連携しながら取り組んでください。

【鈴木副知事】

以上で会議を終了します。